

広報

あち

7月

2006 JULY No.181



受賞者を交えての記念撮影

主な内容

- 保育料の引き下げについて…………… 2P
- 高齢者の個人住民税税制改正について…… 4P
- 国民健康保険税について…………… 5P
- 第9回 熊谷元一写真賞コンクール結果…12P

第9回 熊谷元一写真賞コンクール

7月8日(土)に昼神の熊谷元一写真童画館において、第9回 熊谷元一写真賞コンクールの表彰式が行われました。コンクールも次回はいよいよ10回目を数えます。多くの村民の方の参加をお待ちしております。

私たちの村(7/1現在) 人口6,587人 男3,187人 女3,400人 世帯2,092戸

●阿智村のホームページ
<http://www.vill.achi.nagano.jp/>

保育料の引き下げについて

子どもを持つ家庭において子育てにかかる費用は大きく、子供を持たない理由として経済的負担を一番の理由にあげる人が多くいます。(グラフ)そこで、村では子育て支援の環境として、子育て中の家庭の経済的負担の軽減を目的として、今年度保育料の徴収基準額(保育料)を引き下げました。(表一)

前年分の所得に対する課税額による階層区分はそのまま、それぞれの階層における徴収基準額を前年度より一律十五%低く、また、他町村と比較して高額だった三歳未満児の二〜四階層の徴収基準額を二十五%引き下げました。また、独自の軽減策として、二人同時入所の場合、二人目が半額。三人以上同時入所の場合、そのうち一人が半額、そのほかの児童を無料としています。また、入所している児童が、三子目以降の場合全員半額としています。(表二)

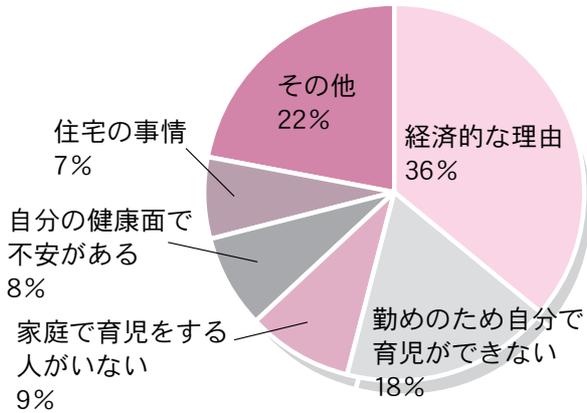
三歳以上の児童が全員保育所に入所しており、保育料を一律に引き下げたことで一律の子育て支援が可能になりました。

なお、浪合地区にお住まいの皆さんについては、合併協議会で、保育料を五年間据え置くとしておりますので、各階層における徴収基準額及

び軽減は昨年と同様となっております。(表三)

保育所では、子どもたちの健やかな成長を願って、地域の人や自然とふれあいながら五感を育てる体験や社会性を身につける活動を行っています。また、毎月行っているちびっ子広場では入所前の地域の子どもたちを対象に様々な行事を予定しております。保育所や子育てに関するご意見、ご要望をお寄せください。

(グラフ)次世代育成支援行動計画アンケートより
(子どもを持たない理由は?)



(表1)阿智村保育料徴収基準額表

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | | | 改訂後 | |
|----------------------|---|--------------------------|----------|--------------------------|
| 階層区分 | 定義 | 3歳未満児(円) | 3歳以上児(円) | |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む) | 0 | 0 | |
| 第2階層 | 第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯 | 9,400 | 6,300 | 市町村民税非課税世帯 |
| 第3階層 | 市町村民税の額が次の区分に該当する世帯 | 15,800 | 11,100 | 村民税課税世帯 |
| 第4階層 | 4-1 | 40,000円未満 | 15,300 | 40,000円以上 64,000円未満 |
| | 4-2 | 40,000円以上 64,000円未満 | 17,900 | |
| 第5階層 | 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯 | 32,300 | 20,000 | 64,000円以上 160,000円未満 |
| 第6階層 | 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯 | 39,100 | 21,200 | 160,000円以上 408,000円未満 |
| 第7階層 | 7-1 | 408,000円以上 720,000円未満 | 22,000 | 408,000円以上 720,000円以上 |
| | 7-2 | 720,000円以上 | 26,700 | |

(表2)

◎同一世帯から2人の児童が入所している場合の徴収金

| 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 |
|---------------|---------------------------------------|-------------|
| 第2～第7階層に属する世帯 | ア 徴収金額が低い児童(年齢の大きな児童が2人の場合はそのうち1人とする) | 徴収基準額表に定める額 |
| | イ ア以外の児童(年齢の小さい児童) | 徴収基準額表×0.5 |

◎同一世帯から3人以上の児童が入所している場合の徴収金

| 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 |
|---------------|--|-------------|
| 第2～第4階層に属する世帯 | ア もっとも徴収基準額が低い児童(年齢の大きな児童から1人目、2人以上の場合はそのうち1人とする。) | 徴収基準額表に定める額 |
| | イ ア以外の最も徴収基準額が低い児童(年齢の大きな児童から2人目、2人以上の場合はそのうち1人とする。) | 徴収基準額表×0.5 |
| | ウ 上記以外の児童(年齢の最も小さい児童) | 徴収金はゼロとする。 |
| 第5～第7階層に属する世帯 | ア もっとも徴収基準額が低い児童(年齢の大きな児童から1人目、2人以上の場合はそのうち1人とする。) | 徴収基準額表に定める額 |
| | イ ア以外の最も徴収基準額が高い児童(最も年齢が小さな児童から1人目、2人以上の場合はそのうち1人とする。) | 徴収基準額表×0.5 |
| | ウ 上記以外の児童 | 徴収金はゼロとする。 |

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

◎「母子世帯等」「在宅障害児(者)のいる世帯」「生活困窮世帯」の軽減

| 階層区分 | 徴収基準額 | |
|----------------|----------|----------|
| | 3歳未満児の場合 | 3歳以上児の場合 |
| 第2階層(住民税非課税世帯) | 0円 | 0円 |
| 第3階層 | 14,800円 | 10,100円 |

※第3階層は、1,000円の軽減を行った額。

◎同居している多子世帯における第3子以降の児童にかかる保育料を50%減額する。

◎阿智村に住所を有する広域入所児童1人当たり、徴収基準額に5,000円を加算し徴収する。

(表3)阿智村保育料徴収基準額表(浪合地区居住者用)

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | | 現 行 徴収基準(月額) | | |
|----------------------|--|--------------------------|----------|--------|
| 階層区分 | 定 義 | 3歳未満児(円) | 3歳以上児(円) | |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む) | 0 | 0 | |
| 第2階層 | 第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯 | 9,000 | 6,000 |
| 第3階層 | | 村民税課税世帯 | 12,000 | 8,000 |
| 第4階層 | 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 64,000円未満 | 15,000 | 10,000 |
| 第5階層 | | 64,000円以上 160,000円未満 | 18,000 | 12,000 |
| 第6階層 | | 160,000円以上 408,000円未満 | 21,000 | 14,000 |
| 第7階層 | | 408,000円以上 | 24,000 | 16,000 |

※同一世帯で、同時に2人以上の児童が入所の場合、保育料が軽減されます。

- ・同時入所児童のうち1人は全額徴収となります。
- ・同時入所児童のうち2人目は1/2徴収となります。
- ・同時入所児童のうち3人目は1/10徴収となります。

※第2・3階層は母子・父子世帯、障害者世帯等により、保育料が減免される場合があります。

個人住民税について 税制改正がありました

国の税制改正に伴い、平成18年度分から村県民税の計算・控除額などが変わりました。

<65歳以上の方>

■ 老年者控除の廃止

今まで受けていた老年者控除48万円が廃止されました。

■ 公的年金控除額の変更

計算方法が下記のとおり変更されました。

改正前

| 年金収入額 | 所得計算式 |
|---------------|--------------|
| 0～260万円未満 | 収入－140万円 |
| 260万円～460万円未満 | 収入×75%－75万円 |
| 460万円～820万円未満 | 収入×85%－121万円 |
| 820万円以上 | 収入×95%－203万円 |



改正後

| 年金収入額 | 所得計算式 |
|---------------|----------------|
| 0～330万円未満 | 収入－120万円 |
| 330万円～410万円未満 | 収入×75%－37.5万円 |
| 410万円～770万円未満 | 収入×85%－78.5万円 |
| 770万円以上 | 収入×95%－155.5万円 |

<すべての方>

■ 定率減税の見直し

改正前

所得割の15%、4万円限度



改正後

所得割の7.5%、2万円限度

■ 生計同一の妻に対する均等割非課税措置の廃止

村内で均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する均等割(4,000円)の非課税基準が廃止されました。

計算例

☆平成17年1月1日現在65歳以上の方
公的年金収入額が170万円の場合（基礎控除のみ）

改正前

- 所得の計算
(収入) (控除) (所得)
170万円－140万円＝30万円
- 村県民税の計算
所得が125万円以下のため非課税



改正後

- 所得の計算
(収入) (控除) (所得)
170万円－120万円＝50万円
- 村県民税の計算
所得割7,800円＋均等割4,000円＝11,800円
11,800円×1/3（経過措置）≒3,800円

平成十八年度の国民健康保険税の

税率が決まりました

六月六日に阿智村国民健康保険運営協議会を開催し、平成十八年度の阿智村国民健康保険税の賦課方法について審議いただきました。阿智村議会六月定例会で協議の結果が議決されました。

医療分については、合併後の平成十七年度は平成十六年度に比べ約六

六月六日に阿智村国民健康保険運営協議会を開催し、平成十八年度の阿智村国民健康保険税の賦課方法について審議いただきました。阿智村議会六月定例会で協議の結果が議決されました。

医療分については、合併後の平成十七年度は平成十六年度に比べ約六

%医療費が伸び、被保険者一人当たりの医療費は約五%の伸びでした。平成十八年度の保険給付費は、国保税率を据え置いた場合、税額約一億九百一十二万七千円で、必要税額の一億五百六十八万三千円に対して、三百五十四万四千円程上回ります。その分を目安に三・三%減額改正し、

税率を引き下げます。介護分は、全国一律の第二号被保険者（四十歳から六十四歳）一人当たりの負担額に阿智村国保に属する第二号被保険者数を乗じて算出された、介護納付金により税率を算出

します。これは全国すべての市町村の介護の給付額の総額から割出されるもので、介護給付を受けられる方が増加の傾向にあり、それに伴い給付額も延びています。ここ数年上がっていた介護分の税率は、今年度一千五百六十四万八千円に対応可能見込により据置となります。

医療分の税率は下がります

医療分

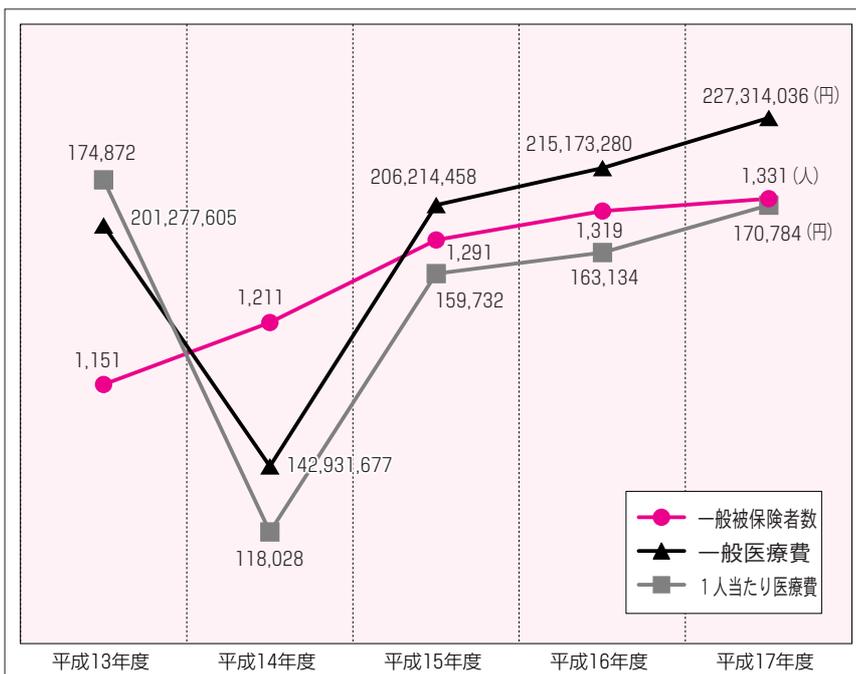
| | 平成17年度 | 平成18年度 | 増減額・率 |
|-----|---------|---------|--------|
| 所得割 | 5.52% | 5.50% | △0.02% |
| 資産割 | 43.55% | 35.50% | △8.05% |
| 均等割 | 18,000円 | 18,000円 | 0円 |
| 平等割 | 22,200円 | 22,000円 | △200円 |

介護分の税率は据置です

介護分

| | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----|--------|--------|
| 所得割 | 1.64% | 1.64% |
| 資産割 | 9.95% | 9.95% |
| 均等割 | 7,500円 | 7,500円 |
| 平等割 | 5,700円 | 5,700円 |

5年間の医療費・被保険者の推移



※平成14年度は制度改正により年間11ヶ月分

年金を受けている皆様へ
現況届の提出が不要になります

毎年一回、誕生月に提出している「現況届」ですが、十二月生まれの方から原則として提出が不要となります。これは住民基本台帳ネットワークを活用して受給者の皆様の現況(生存)確認を行うこととしたためです。これにより現況届は今年が最後になります。

ただし、

- ① 加給年金を受けている場合
- ② 障害程度の確認のため「診断書」が必要な場合

現況届以外の届出が引き続き必要です。提出が必要な書類は、社会保険業務センターから受給者の皆様へ送付されます。



浪合診療所に
木畑医師が着任

木畑 穰 医師

長野県衛生部の人事異動に伴い、阿智村浪合診療所の医師が五月一日より「木畑穰(きばたまのる) 医師」に変わりました。

平成十二年自治医科大学卒業後、内科医として県内各病院に勤務、平成十八年四月までは、佐久穂町立千曲病院で内科に勤務され、五月より阿智村浪合診療所に赴任されました。学生時代はラクビー部で活躍されたスポーツマンです。専門は内科全般で、専門領域は消化器内科です。



木畑 穰 医師

阿智村

自立生活支援センターより

自立生活支援センターが4月にスタートし、3ヶ月が過ぎました。6月に受けた相談件数は154件で、前年度までの実績と比べて約30%の増でした。相談の内容は介護、障害、健康、医療、おたっしや会のこと等、さまざまでした。保健・福祉・医療に関する総合相談窓口としての機能を発揮できるように取り組んでまいりますので、心配ごと、わからないこと等ございましたらまずご連絡ください。

地区のサロン等の活動を支援しています！！

各地区のサロンやグループ等の活動で集まったときに大腰筋体操に取り組んでいただくことを条件に、1サロン(グループ)、月1回1,000円の活動助成金補助を昨年から行っています。今年度は既に53サロン(グループ)から申請があります。申請は随時受け付けておりますのでご希望の場合はご連絡ください。大腰筋体操の方法については指導者を派遣いたします。また血圧管理、健康管理、介護保険、消費者トラブル、権利擁護の話、等々ご希望がありましたらセンター職員等がサロン(グループ)へ出向いてまいりますのでぜひご連絡ください。

電話：0265-45-1140 (24時間対応)

七月は「社明運動月間」 です

「社会を明るくする運動」とは

「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのも、また、社会復帰を果たす場合も地域社会です。したがって、罪を犯した人たちが、非行をした少年たちの更生が円滑に行われるためには、本人の意欲と併せ、その人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。

現在深刻な状況にあるといえる少年非行や薬物濫用を抑え、希薄となった地域の連帯や家族の絆を取り戻し、安全で安心して暮らせる明るい地域づくりのため、毎年七月を強調月間として、全国各地でそれぞれの地域の特色を活かしながら、様々な活動が行われています。村では保護司・更生保護女性会が中心となり、学校巡りや小集会などを行っています。

福祉タクシーを利用される方へ

福祉タクシー利用券は、村内に居住し、住民基本台帳に登録されている方で、次のいずれかに該当する方に配布されています。

- (1) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法の規定）の交付を受けた方で、障害の程度が1級～2級に該当
- (2) 療育手帳の交付（療育手帳制度）を受けた方で、障害の程度「A1」に該当
- (3) 65歳以上の独り暮らし世帯と、老人だけの世帯（4月1日で調査）で交通手段の無い方

| | |
|------------------|----------------------|
| 様 | No. 3-15 |
| 福祉タクシー利用券 | |
| 有効期間 | 平成18年4月1日～平成19年3月31日 |
| 阿智村 | |

この番号を転記して下さい

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------|------|------|----------------------|--|-------------|------|------|------------|-----|----|-------|------|-------|-----------|------|-------|-----|--------------------------|
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">利用者名</td> <td style="text-align: center;">阿智花子</td> </tr> <tr> <td>利用内容</td> <td>平成18年8月7日 寺尾 ～ 馬場</td> </tr> </table> <p>南信州広域タクシー(有) 電話 43-2050</p> <p>昼神タクシー 電話 43-3232</p> <p>長姫タクシー 22-2929</p> | 利用者名 | 阿智花子 | 利用内容 | 平成18年8月7日 寺尾 ～ 馬場 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>タクシー利用券 No.</td> <td style="text-align: center;">3-15</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td style="text-align: center;">平成19年3月31日</td> </tr> <tr> <td>部落名</td> <td style="text-align: center;">寺尾</td> </tr> <tr> <td>利用者氏名</td> <td style="text-align: center;">阿智花子</td> </tr> <tr> <td>利用年月日</td> <td style="text-align: center;">平成18年8月7日</td> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td style="text-align: center;">中型・小型</td> </tr> <tr> <td>発行者</td> <td style="text-align: center;">長野県下伊那郡阿智村 阿智村長 岡庭 一雄</td> </tr> </table> | タクシー利用券 No. | 3-15 | 有効期限 | 平成19年3月31日 | 部落名 | 寺尾 | 利用者氏名 | 阿智花子 | 利用年月日 | 平成18年8月7日 | 基本料金 | 中型・小型 | 発行者 | 長野県下伊那郡阿智村 阿智村長 岡庭 一雄 |
| 利用者名 | 阿智花子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用内容 | 平成18年8月7日 寺尾 ～ 馬場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タクシー利用券 No. | 3-15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有効期限 | 平成19年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部落名 | 寺尾 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者氏名 | 阿智花子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用年月日 | 平成18年8月7日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本料金 | 中型・小型 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発行者 | 長野県下伊那郡阿智村 阿智村長 岡庭 一雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

部落名・氏名・利用した日を記入して下さい

- 福祉タクシー利用券は次の事項に注意してお使いください。
- 本券を利用できる会社は
南信州広域タクシー
昼神タクシー
長姫タクシーの三社です。
- 本券は、一回の乗車につき一枚のみ利用できます。
- 部分を必ず記入してタクシー運転手にお渡し下さい。

阿智村農産物認定証マークが決まりました

村が農産物に表示する認定証のマークに、駒場の田中克幸さんの作品が決まりました。
今後、農産物直売所や各種農産物販売所の農産物に表示されます

この表示ができる農産物は

- ① 土壌診断を行い、農地を村へ登録する。
- ② 阿智村堆肥センターで生産された完熟堆肥「あち有機いきいき」を施肥した土づくりを行い、栽培管理日誌等を記録する。
- ③ ①②で栽培した農産物の栽培管理検査を受け合格する。



小規模な販売用農産物を栽培される方で、栽培指導を受けたい方は営農支援センターへご相談下さい。

また、60歳以上の方には小規模の雨よけパイプハウスなどの施設資材の支援制度もあります。

【お問い合わせ】

ふるさと整備課農林係（43-2220）

阿智村営農支援センター（45-2130）

平成18年度阿智村農作業標準労賃、機械作業料金

1. 食事は、労務者持ちとします。
2. 1日の労働時間は、実働8時間とします。
3. 消費税5%は、内税とします。（機械作業のみ）
4. 男女雇用機会均等法により、農作業標準労賃を同額にしてあります。
5. 作業別労賃、機械作業料金は以下のとおりとします。

（単位：円）

| | 作業別種類 | 単 位 | 平成18年標準(男女同額) | 摘 要 |
|------------------|-----------------|---------|---------------|---|
| 稲作 | 一般作業 | 1日当り | 6,400 | |
| | 田植作業 | // | 6,500 | |
| | 防除作業 | 1時間当り | 1,600 | ◎散布機持ち込み |
| 畑作 | 一般作業 | 1日当り | 6,400 | |
| 果樹 | せん定作業 | 1時間当り | 1,600 | |
| | 花付け作業 | 1時間当り | 850 | |
| | 一般作業 | 1日当り | 6,400 | |
| 機械作業 特殊田は別途考慮 | 機械オペレーター | 1時間当り | 1,600 | ◎労務受託のみ |
| | 耕起のみ | 10アール当り | 8,500 | ◎但し、15cm耕起を標準とする。 なお、面積3アール以下のほ場については、20%増とする。 あげ代を条件とする。 |
| | 代かきのみ | // | 12,500 | |
| | 田植作業 | // | 10,000 | (機械借料のみ2条植5,000円) |
| | 刈取作業 (バインダー) | // | 10,000 | ◎結束ひも付 ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。(機械借料のみ5,000円) |
| | ハーベスター | // | 10,500 | ◎面積3アール以下のほ場は、20%増しとする。 (機械借料のみ5,000円) |
| | もみすり | 1俵当り | 800 | ◎技術者付き1俵当り ◎20俵以下は20%増しとする。 |
| | 自脱型 コンバイン | 10アール当り | 22,000 | ◎補助者は委託者が手配する。 ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。 |
| | S.S防除作業 | // | 3,500 | ◎農薬は委託者持ち |

平成十八年度の阿智村農作業標準労賃等については左表のとおりです。

農業委員会からののお知らせ



農薬の残留基準が変わりました。

—平成18年5月29日よりポジティブリスト制が施行—

1 残留農薬等の規制について

輸入農産物の安全確保のため食品衛生法が改正（ポジティブリスト制へ移行）され、農作物の残留農薬に関する規制が強化されました。いままで規制の対象外であった農作物（農薬）にも範囲が拡大され、残留基準を超えた場合は販売・流通停止、回収命令等の対処が求められます。



*隣接園からの飛散（ドリフト）があった場合は、**散布者に責任が生じます。**

散布時には、飛散防止対策を充分に行ってください。

2 農薬取締法の罰則規定（法律違反で食の安全等に特に重大な過失の場合）

- ①無登録農薬（農水省のラベルのない農薬）使用（食用・非食用に関係なく）
- ②食用作物（飼料作物含む）における使用の場合
 - ・適用作物以外の食用作物に使用した場合
 - ・基準の使用量の上限以上、
希釈倍率を超えて濃い濃度で使用した場合
 - ・使用時期の違反
 - ・使用回数の経過（回数オーバー）

農薬取締法による罰則

- 〈個人の場合〉 3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 〈法人の場合〉 3年以下の懲役又は1億円以下の罰金

- ③使用禁止農薬（21農薬）使用例：BHC、DDT、水銀剤、PCNB、エンドリンほか

*同じ成分の剤で、商品名が異なる剤（登録内容も違う）もあるので注意（使用回数）

3 生産現場（生産者）の注意事項

○農薬の適正使用（農薬使用基準の遵守）

使用基準の5項目を守る

- ①適用作物…農薬のラベルに書いてある作物名のみ使用可能
- ②使用量又は希釈倍率…粒剤等は10a当りの使用量、水和剤等はラベルの希釈倍率で散布する（規定より薄い濃度は、罰則対象でない）
- ③使用時期…収穫前日数の記載が多い。
例）収穫7日前まで → 収穫日の7日前に使用可能
- ④使用回数他…農薬成分毎に使用可能な上限回数が決まっている
- ⑤使用方法…「散布」、「灌注」、「浸漬」、「種子粉衣」など

○無登録農薬（ラベルの無い農薬）の不使用

使用禁止農薬の不使用、有効期限切れ農薬の使用を避ける

○ラベルの注意事項を良く読んで使用する

散布する者の危被害の防止、周辺への危被害の防止

○防除日誌の記帳（安全な農産物生産の証明）

8月6日(日)は長野県知事選挙の投票日

◆投票時間 午前7時～午後8時

(投票所により投票時間が異なります：同時配付のチラシをご覧ください)

◆投票場所 同時配付のチラシをご覧ください

○告示日 7月20日(木)

○投票できる方(投票所入場券を7月18日(火)に郵送しました)

昭和61年8月7日までに生まれた満20歳以上の日本国民で平成18年4月19日までに阿智村に住民登録し、引き続き村内に居住している方が対象です。

*平成18年4月20日以降に阿智村に住民登録した方で、前住所地が長野県内の方は、前住所地の市町村で投票できます。
(「引き続き県内に住所を有する旨の証明」が必要です。詳細はお問い合わせください)

○選挙公報 7月27日以降、行政囑託員を通じて全戸配布予定

○投票日に仕事、冠婚葬祭、レジャーなどで投票できない方は期日前投票をご利用ください

期日前投票所の場所

・阿智村コミュニティ館1階会議室
期間 7月21日(金)～8月5日(土)
時間 午前8時30分～午後8時

○不在者投票制度も用意されています

- ・村外に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会にて「不在者投票」ができます。
- ・入院(入所)されている病院・老人ホーム等が指定施設なら全国のどこの施設でも、施設内での不在者投票ができます。
- ・身体に重度の障害等がある方で一定の条件があれば、自宅で郵便等を利用して投票できます。

問合せ 阿智村選挙管理委員会事務局 TEL0265-43-2220 FAX0265-43-3940

平成18年度自衛官等募集

| 募集種目 | 受験資格 | 受付期間 | 採用試験日 |
|--------------|---|---------------------|-----------------|
| 2等陸・海・空士 | 男子 | 年間を通じて行ってお りません。 | 受付時にお知らせします。 |
| | 女子 | | |
| 18歳以上27歳未満の者 | 8月1日～9月8日 | 9月24・25日 | |
| 一般曹候補学生 | 18歳以上24歳未満 | 8月1日～9月8日 | 1次：9月16日 |
| 曹候補士 | 18歳以上27歳未満 | 8月1日～9月8日 | 2次：10月7日～13日 |
| 航空学生 | 高卒(見込含)21歳未満の者 | 8月1日～9月8日 | 1次：9月23日 |
| 防衛大学校生 | 推薦 (推薦については高等学校長の推薦等が別途必要です。) | 9月5日～9月7日 | 2次：10月14日～19日 |
| | 一般 | 9月8日～9月29日 | 3次：11月12日～12月8日 |
| 防衛医科大学校生 | 高卒(見込含)21歳未満の者 | 9月8日～9月29日 | 1次：11月11日・12日 |
| 看護学生 | 高卒(見込含)21歳未満の者 | 9月8日～9月29日 | 2次：12月12日～15日 |
| 自衛隊生徒 | 中卒(見込含)17歳未満の男子 | 11月1日～ 19年1月9日 | 1次：10月15日 |
| | | | 2次：11月18・19日 |
| | | | 1次：19年1月13日 |
| | | | 2次：19年1月26日～29日 |
| 問い合わせ | 自衛隊長野地方連絡部飯田出張所 (飯田市大久保町2637-3 飯田地方合同庁舎) 電話：0265(22)2613 Eメール：jsdf-iiid@mx2.avis.ne.jp | | |

新阿智村の健康状態は？

548人がへそ周り測る

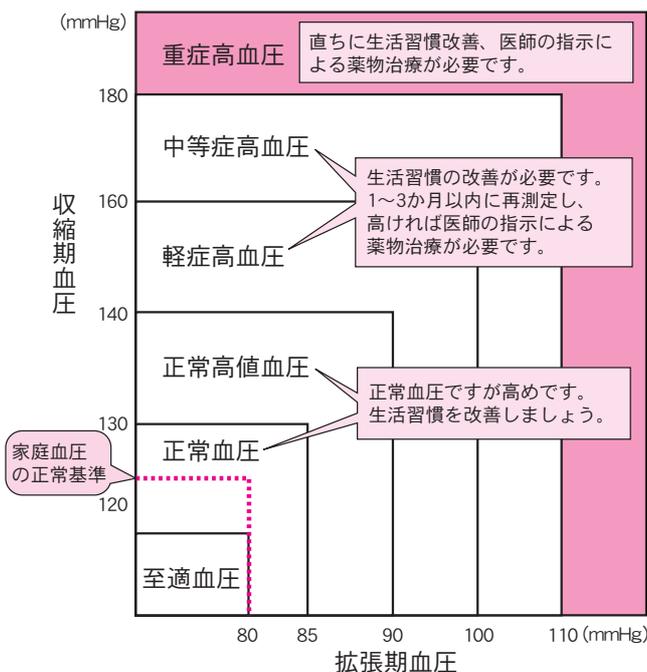
「へそ周りの大きいのは、どうすれば小さくなるら」「血圧の上と下の差は、今はあまり言わんのかな？」

4～5月に、各部落の保健委員さん、部落長さんにご協力頂き、健康づくり（メタボリックと脳卒中予防）の懇談会を部落単位で開催し、548人の方にご参加頂きました。

会場では、男性85cm、女性90cmの紐をお腹に巻くと、「紐が足らんじゃん」「やせて見えても、おなか周りは結構あるな」との笑いに始まりました。腸の間にたまった脂肪や動脈硬化を起こした血管の写真をみながら、「早食いがいかんかな」「運動しとらんなあ…」など生活の様子も話題になり、メタボリックの4項目（図2）に自分の値をあてはめながら、「中性脂肪や糖の値は、健診受けんと分からんな」の声も聞かれました。味噌汁を持ってきて塩分濃度を測った部落もありました。

8月には基本健診、高齢者健診があります。追加の申込みも間に合いますので、是非お申込み下さい。

（図1）成人の血圧分類



（参考）日本高血圧学会発行 高血圧治療ガイドライン2004

（図2）

| | 腹囲+2項目でメタボリックシンドローム | あなたの値は？ |
|-----------------------|-------------------------------|---------|
| 腹 囲 | 男85cm以上 女90cm以上 | |
| 中 性 脂 肪 HDLコレステロール | 150mg/dl以上 又は 40mg/dl未満 | |
| 最 高 血 圧 最 低 血 圧 | 130mmHg以上 又は 85mmHg以上 | |
| 空 腹 時 血 糖 | 110mg/dl以上 | |

湯ったり～な昼神で保健師の健康相談開催（月、木、金の午後）

プールでまめになりませんか？月・木・金の午後（1時15分～5時15分まで）湯ったり～な昼神で保健師が健康相談を行っています。現在、教室のない時間に自由にプールを利用して健康づくりをしている方々が30名ほどいらっしゃいます。プールサイドのパネルを参考にしたり、自由に友人と水中歩行や水泳をしています。

- ①血圧測定、体脂肪測定、かんたんな体力の測定ほか健康相談
- ②ころばないように筋力をつける運動をしてみよう
- ③温泉に入って体と心をほぐそう
- ④水中を歩いてみよう

ひぞこし相談も開催予定です。お問い合わせは保健センター（電話45-1230）まで

第9回

熊谷元一写真賞コンクール

～テーマ「四季の暮らし」～



元一写真大賞 『わしのマイカー』
前島正介（撮影地：長野県大鹿村）



阿智村賞 『冬の朝』
松崎盛樹（撮影地：静岡県静岡市）



信毎賞 『地蔵参りの日』
高橋寿（撮影地：秋田県由利町）



J Aみなみ信州賞 『豆はたき』
森山恵喜（撮影地：長野県中野市）



GOKOカメラ賞 『レタス畑で』
鱈川隆知（撮影地：長野県塩尻市）

村では本村の名誉村民である熊谷元一さんの功績を顕彰し、現在に生かして未来に発展させようと、「四季の暮らし」をテーマとして、第九回熊谷元一写真賞コンクールを行いました。今回も、熊谷元一さんの「農村記録写真」の精神にひかれた、三十六都道府県の二百二十人の方から約七百点もの作品の応募があり、七月八日（土）、阿智村観光センター（熊谷元一写真美術館）において、入選作品の表彰式が行われました。

阿智村では、平成八年六月、農村記録写真を通じて心豊かな生活文化の創造に役立てるため、「農村記録写真の村」宣言をしています。

芸術作品ではない民衆の生活を撮り記録していくことを目的として、平成十年よりこのコンクールを行っています。九回目となる今回は、全国三十六道府県の二百二十七人の方から六百九十七点の力作が寄せられました。

熊谷元一さんが見守るなか行われた、伊東征彦審査委員長をはじめ五人の審査員による審査の結果、栄えある「元一写真大賞」には、大鹿村の前島正介さんの作品「わしのマイカー」が選ばれました。

〈審査講評〉：伊東審査委員長

今回は応募者数も応募点数もやや少なめでしたが、作品の内容は素晴らしく一次審査を通過したものが約三〇〇点ありました。これは過去最高の数で内容の充実を示すものと思います。この写真コンクールも九回になりますが、一つの村が主催するコンクールで毎回八〇〇点ほどの応募があるのは大変な成果で、熊谷先生の人柄と村の熱意に感服いたします。来年の十周年に向けてますます繁栄が期待できます。大賞に選ばれた「わしのマイカー」は、ありふれた農家の日常生活を撮影したもので、作者自身もさりげない風景に共感し自然体でシャッターを切ったでしょう。作品には優しさがあがり、それを見る人の心にも伝わってきました。写真は撮影者の個性の表現ですから、周りに惑わされず楽しんで写真を撮りましょう。

今回のテーマは「笑顔」

入選作品の表彰式は、阿智村観光センター（熊谷元一写真美術館）で行われました。表彰式の最後に次回テーマ「笑顔」が、発表されました。生人に笑顔は欠かせません。生活に潤いや希望をもたせるの



優良賞 『古きをしのぶ』

山田 勝（撮影地：長野県伊那市）



優良賞 『昼寝』

井倉照久（撮影地：静岡県静岡市）

は笑顔です。昨今は物ばかり追い求めて笑顔（心）を忘れていませんか。いつも笑顔でいらっしやる熊谷先生にちなんで、十回目のコンクールは笑顔いっぱいの写真で飾りたいと思います。見る人が思わず笑ってしまうようなユーモアあふれるほのぼのとした写真も「笑顔」に当てはまりません。大歓迎です。

十回目からデジカメによる作品も審査の対象にします。小学生、高校生の皆さんも、お父さんやお母さん、友だちや恋人の笑顔をとってどんどん応募して下さい。

（審査委員長 伊東征彦）
入選作品は九月五日まで阿智村観光センターで、展示されますので是非ご覧下さい。なお入選者は、下表のとおりです。

| テーマ部門 | | |
|-----------|-------|------------|
| 作品名 | お名前 | 住所 |
| ☆一般の部 | | |
| ○元一写真大賞 | | |
| 「わしのマイカー」 | 前島 正介 | (長野県 大鹿村) |
| ○阿智村賞 | | |
| 「冬の朝」 | 松崎 盛樹 | (静岡県 静岡市) |
| ○信毎賞 | | |
| 「地蔵参りの日」 | 高橋 寿 | (秋田県 湯沢市) |
| ○JAみなみ信州賞 | | |
| 「豆はたき」 | 森山 恵喜 | (長野県 飯山市) |
| ○優良賞(2点) | | |
| 「昼寝」 | 井倉 照久 | (静岡県 静岡市) |
| 「古きをしのぶ」 | 山田 勝 | (長野県 飯田市) |
| ○GOKOカメラ賞 | | |
| 「レタス畑で」 | 鰐川 隆知 | (長野県 松本市) |
| ○佳作(20点) | | |
| 「さくら葉漬け」 | 内田 国男 | (静岡県 西伊豆町) |
| 「冬支度」 | 丸山美奈子 | (長野県 須坂市) |
| 「黄昏の頃」 | 矢田目敏弘 | (山形県 山形市) |
| 「ダイコン干し」 | 花 一彦 | (岡山県 岡山市) |
| 「石段ひな祭り」 | 伊藤 武 | (長野県 長野市) |
| 「春」 | 若尾 秀次 | (群馬県 前橋市) |
| 「初夏」 | 千葉 国男 | (兵庫県 尼崎市) |
| 「売れない朝」 | 久保村 勝 | (長野県 伊那市) |

| | | |
|-----------------|-------|------------|
| 「棚田の春」 | 筒井 寛 | (長野県 豊丘村) |
| 「水行」 | 下村 友光 | (石川県 金沢市) |
| 「漁港で働く漁婦」 | 稗田 重成 | (兵庫県 伊丹市) |
| 「田植えの頃」 | 小野 智子 | (奈良県 奈良市) |
| 「園児の田植え」 | 代田 武人 | (長野県 飯田市) |
| 「古里」 | 佐藤 満 | (福岡県 大牟田市) |
| 「祭りの日」 | 武田 治 | (兵庫県 稲美町) |
| 「民宿の朝」 | 大勢登雅史 | (神奈川県 横浜市) |
| 「田植時」 | 矢口 勝士 | (和歌山県 新宮市) |
| 「四つ手網漁」 | 矢口とし子 | (和歌山県 新宮市) |
| 「どんど焼き」 | 佐藤 信一 | (長野県 松川町) |
| 「よろこび」 | 丸山 眞 | (長野県 須坂市) |
| ☆高校生以下の部 | | |
| ○飯田信用金庫賞(4点) | | |
| 「夏祭り」 | 鷹取 由季 | (広島県 呉市) |
| 「卒業の日」 | 石崎 晋 | (兵庫県 姫路市) |
| 「犬と遊ぶ」 | 三浦 寛弥 | (兵庫県 姫路市) |
| 「貝採り」 | 玉井 里美 | (兵庫県 加東市) |
| 村内撮影部門(テーマ自由) | | |
| ○阿智村内撮影賞 | | |
| 「雪の降る前に」 | 佐々木重義 | (阿智村) |
| 「こんぶくろ」(子供達の祭り) | 中田 祐記 | (阿智村) |
| 「盆のマス釣り大会」 | 水上 澄 | (阿智村) |
| 「誕生祝い」(実は残れ) | 木下 清勝 | (阿智村) |

阿智高だより

vol.10

阿智村の皆さん、こんにちは。梅雨も終わりにさしかかりましたが、いかがお過ごしでしょうか？

阿智高校は、まもなく1学期を終えようとしています。先日、最大イベントである棟祭（おうちさい）も大盛況に終わり、ご来場いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

現在、3年生はそれぞれの進路に向けて、三者面談を実施し、1、2年生は勉学・スポーツの両立に励み、充実した学生生活を送っています。今学期を振り返り、5月～7月に行われた行事等を紹介させていただきます。

清掃美化活動

5月下旬、校外美化作業を実施しました。通学路に落ちているゴミを拾い、今後もきれいな村づくりに取り組んでいきます。



春季クラスマッチ

ソフトボール・バスケットボール・卓球競技に分かれ、クラスマッチが行われました。天候にも恵まれ、全校生徒、教職員がいい汗を流しました。



総合学習(保育園実習 2学年)

本年度2年目を迎える保育園実習がはじまりました。村内にある6ヶ所の保育所において、活発な園児たちと奮闘中です。



総合学習(そば打ち体験 1学年)

飯田そばの会の皆さんより、そば打ちをご指導いただきました。初めて自分で打ったそばの味は格別のものでした。



祝 北信越大会出場

柔道 原 史子（3年C組）、本県代表選手として、6月17日 長野市運動公園体育館 女子57kg級に出場しました。



祝 北信越大会出場

水泳 藤田 大貴（3年A組）、山崎 達也（1年A組）、本県代表選手として、7月21日～（長野市アクアイング）出場します。応援よろしくお願ひします。
県予選結果 （藤田）100mバタフライ 優勝
200mバタフライ 2位
（山崎）100m自由形 2位
200m自由形 2位

今後の予定

| | | | |
|-----|-------------------|-----|----------|
| 8月 | 中学生学校体験入学 | 11月 | 2学期期末テスト |
| 9月 | 中間テスト | 12月 | 保護者懇談会 |
| 10月 | 強歩大会 研修旅行（2学年） | | 2学期終業式 |
| 11月 | クラスマッチ | | |

公開授業週間 11月16日（木）～17日（金）の間、公開授業週間となっております。お出かけ下さい。参観ご希望の方は事前に電話で連絡を。連絡窓口は、阿智高等学校教務室 ☎0265-43-4271です。

棟祭(おうちさい)

7/8～9 全校生徒が一丸となって盛り上がりました。多数のご来場ありがとうございました。



Photo report [フォト・リポート]

阿智村消防技術大会



7月2日(日)、悪天候のなか、阿智中学校グラウンドに、ポンプ車操法の部3チーム、小型ポンプ操法の部9チームが参加して村の操法大会が行われました。約2ヶ月積み重ねてきた練習の成果を発揮して、それぞれのチームごとに操作技術を競い合いました。この若いエネルギーが村を災害から守ります。

ポンプ車操法の部 優勝 2分団
 2位 5分団A
 3位 6分団
 小型ポンプ操法の部 優勝 5分団B
 2位 5分団A
 3位 6分団

教室で行うことは運動の継続に役立ちます



現在子どもから大人まで200名(基礎教室160名、目的別教室40名)が行っています。体験は入場料のみで行うことができます。村民大人は400円、3歳以上の子どもは200円です。暑くてもプールでは快適に気持ちよく運動できます。この夏に体験してみませんか。お問い合わせは保健センター保健師までお願いします。

情報化事業サービス Q & A

情報化事業サービスにご加入の皆様より寄せられるお問い合わせのうち、最も多いお尋ねについてご紹介いたします。

Q 家中のテレビが急に見えなくなりました。

A 情報化事業サービスにご加入の皆様のご自宅には、電源供給ユニット(写真1) VIONU(ぶい おーえぬゆー) という機器(写真2) とを設置させて頂いています。

情報化事業サービスに接続しているテレビが見えなくなる障害が発生した場合、一番多いケースは電源供給ユニットがコンセントから抜けている場合です。確認頂くポイントがありますので写真を参考にして下さい。なお、VIONUは家の外壁に、電源供給ユニットは宅内のテレビの後ろや以前アンテナを設置していた場所に設置されているのが一般的です。

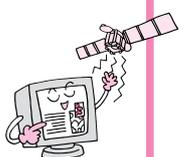
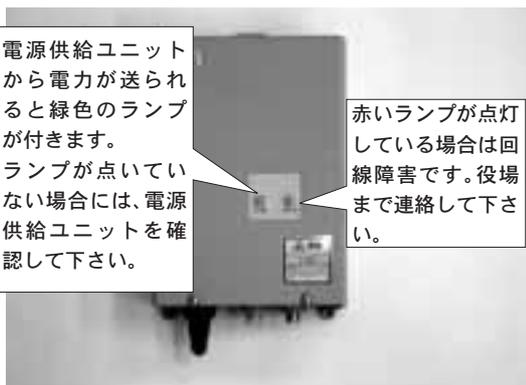


写真1 電源供給ユニット



電源供給ユニットは常にコンセントに刺さっている必要があります。コンセントに刺さっていると、緑色のランプが点灯します。

写真2 VIONU



電源供給ユニットから電力が送られると緑色のランプが付きます。ランプが点いていない場合には、電源供給ユニットを確認して下さい。

赤いランプが点灯している場合は回線障害です。役場まで連絡して下さい。

年金の期間確認を是非

年金太郎



あぜみち

○ケーブルテレビで議会の様子が放映されました。多くの村民の方が議会の内容を知ることができました。村民のみなさんの話しの中にも、議会のことが話題になっています。議員の質問や審議を通して村民のみなさんが村の状況を御理解いただけ、村政に関心を深めていただくとは大変ありがたいことです。

○ゲンジボタルが舞っているというお知らせが流されました。ホタルが舞うのが当たり前であったこの村から、ホタルが舞うのがニュースになるようになってから何年にもなります。

舞えない環境としてしまったのも私達住民です。そしてホタルの舞える環境をつくることのできるのも私達です。ホタルの舞う地域をめざしたいものです。

○園原の発掘調査で銅鏡が出土し、その後の専門家の調査で安布知神社所蔵の鏡が、奈良時代の全国でも数少ない物であることが判明しました。私達の住むこの地が、古代中世と日本の歴史の上で重要な地であったことが裏付けられました。こうした地に住む者として、遺物や遺跡を大切に守っていくことにつとめなくてはならないと思います。

(一)

人と人のつながりの中で いつもどこでも心がときめくようなことが 一杯詰まっている村を目指して

阿智村長 岡庭 一雄

平成十八年六月 定例議会あいさつ(抜粋)

(前略) 去る五月三十一日に起き
ました、国道一五三号線大野地籍の
タンクローリー横転事故において、
水稲等に被害を受けられたみなさま
にお見舞い申し上げます。

寒原峠から小野川までの間におい
ては、過去にも同様の事故が数件発
生しており、また大型の危険車両の
通行も頻繁なことから、各方面に安
全について改めて検証をお願いし、
万一を想定した対策を講じて頂くこ
とも、強く要請してまいりたいと思
います。(中略) 被害水稲の栽培管
理指導についても、しっかり行って
参ります。また被害に対する損害補
償についても、村が窓口となって対
応していきます。(中略)

さて、四月からスタートした十八

年度は、今までに増して動きの早さ
を実感させられるものでした。その
中のいくつかについて触れさせてい
ただきます。

●四月一日より情報化事業がスター
トしました。基本サービスの加入者
は一、六〇四戸、光インターネット
加入者は七〇〇戸という状況であり
ます。今後の課題としては、浪合と
のシステムの統合を検討する必要が
あります。また整備した先端システ
ムを利用した、様々な安全、安心を
含むサービスの拡大や自主放送の充
実を進める必要があります。

●四月十六日には、比叡山から天台
座主をお迎えして、信濃比叡根本中
堂の落慶法要が盛大に挙行されまし

た。その前には、園原の公衆便所建
設予定地の発掘調査で、柱穴遺構と
青銅鏡が発見されました。二十三
日には日本ウォーキング協会の木谷専
務に園原を訪れていただき、東山道、
信濃比叡ウォーキングを全国レベル
で企画されることを約束されました。
園原が大きく注目される中で、昨年
調査委託しておりました「園原の里
づくり調査報告書」が提出されまし
た。報告書を具体化するため、資料
館としてのビジターセンター建設に
あわせ、センターを中心に保存や活
用がはかられる方策を検討すること
に、早急に取り組みたいと考えます。

●浪合地区振興協議会において、浪
合地区にある各施設を有効に活用す
るための研究を進めて参りました。
これは、施設の現状から、合併協議
に基づく五年という期間において考
えていては、有効利用が図られない
のではないかと考えたからでありま
す。必要な経費を投入しながら、そ
れぞれの施設で新しい枠組みで運営
をしていただいておりますが、中長
期的な視野に立ったあり方を模索す
る必要があります。特に中心となる

治部坂については、治部坂観光開発
(株)が中心で事業展開を行っており
ます。スキーシーズン以外の活用を
含め、どのように再開発を行ってい
くのか、早急に方針を出す必要があ
ります。

いずれの施設も、公費で補わなく
てはならない状況にあります。公費
を投じる限り、施設の設置や運営が
浪合地区の産業振興や活性化に直接
つながるように改善を行う必要があ
ります。住民のみなさんが、これら
の事業に関わりを持っていただける
ような手だてを講じます。

●今年の智里西花桃の里は、昨年を
大きく上回る八万人の入り込み客
がありました。花の時期を過ぎた昼
神温泉郷の状況は、入り込み客の減
少傾向が続いております。今年度、
旅館経営者を含む民間の力によって、
新しい昼神温泉の経営を担う組織作
りを進める方向を打ち出し、そのた
めの旅行業取得の予算措置を行いま
した。しかし、必要を感じている経
営者がいるものの、具体化が一向に
進まずにいます。このままでは、じ
り貧傾向に歯止めをかけることなく

推移してしまつことが危惧されます。専門的な知識を持つ職員を入れるなどの支援をおこない、新しい展開を図りたいと思います。(中略)

「全村博物館構想」 について

かねて研究を進めて来ていただいた「全村博物館構想策定委員会」(村づくり委員会)より、「阿智全村博物館構想の提言書」が提出されました。

三月の定例議会あいさつで「全村博物館構想」について私の考えを申し上げましたが、住民が主体的に、住んでいることに誇りの持てる地域を創り上げていくことを取り組む目標として位置づけました。提言書に、先進的なヨーロッパでの取り組みや、専門的な知識を有する方の数回にわたる講義内容等が記述されています。また、具体的に博物館群を構成する、村内の史跡、文化財や自然環境等も列記されております。今後これを具体化する上での提言としては、「阿智学」という地域学を、住民の参画型学習、体験型学習、発見型学習によって起こしていくこと、構想母胎とし

ての「阿智全村博物館推進委員会」をつくること上げられております。これらを具体化してまいりたいと考えますが、村づくりに関わる長期的な取り組みになりますので、議会としてもこの進め方について共にご検討頂きたいと願うものです。(中略)

平成十七年度 決算状況について

さて、この五月三十一日をもって平成十七年度の出納閉鎖を行いました。決算の認定については九月定例議会において行っていただきますが、決算状況について報告致します。

一般会計については、村税と譲与税が予想以上にのび、差し引き差額が約一億九千万円となる予定です。各種特別会計においてもすべて黒字で決算できました。例年問題になる未収金でありませんが、本年度も改善がみられないまま推移いたしました。村税については、最も多い固定資産税の一、七八〇万円を筆頭に総額で二、三二〇万円と昨年度より約九〇万円減ったものの、大

きな金額であります。問題なのは国保税であります。一、五九〇万円と昨年度より一七〇万円増加してしまいました。税以外の未収金は、下水道分担金の一、七三〇万円を筆頭に二、四〇〇万円になります。総額では新たに加わった別荘関係の未収金四五〇万円を加えて昨年より十八万円の増額であります。全職員が手分けをして滞納整理に当たる等鋭意努力しているところではありますが、一向に減らない状況にあります。真面目に納付していただいているみなさんに申し訳が立たないこととなりますので、さらに厳しく滞納整理に当たって参りたいと考えます。

この地域に生きる 幸せとは

先日行われた「夢の翼」コンサートについて述べたいと思います。田中貴枝さんを中心とするクラリネットアンサンブルとメゾソプラノ歌手井原美子さんを招いての演奏会でした。予定していた座席を急いで増設するほど予想を上回る参加者の前で、

演奏を披露してくださいました。そして最後のステージは、夢の翼に通う入所者と出演者が一緒に舞台上で合唱を行いました。井原さんの美しい歌声や入所者の笑顔に満ちた歌声の後について、会場全体が歌声の渦に包まれました。私も目頭が熱くなる思いの中で、この地域に生きる幸せとはこういうことではないのかという思いを強くしました。

少子化や高齢化、人口減少は大きな流れの中で止めようのない現象であります。しかし、村中の人が豊かさと同時に幸せを感じられる地域を目指せば、自然と人はこの地に住むことを選ぶのではないか、と思えます。理事長の原さんが、この「コンサートの意義について」何よりも、この「コンサートで入所者一人ひとりが、自己実現の機会を得たこと」と語っていますが、入所者一人ひとりの自己実現が、参加した周りの人々の幸せ感を喚起したように、人と人つながりの中で、いつもどこでも心がとぎめくようなことが一杯詰まっている村を、目指してまいりたいと思つものです。

出演されたみなさんも力のこもった